

一時保護所第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 兵庫県中央こども家庭センター 一時保護所

評価実施期間 2019年10月11日 ~ 2020年3月10日

実地（訪問）調査日 2019年12月25日・26日

評価決定委員会開催日 2020年1月18日

2020年3月4日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

【評価結果報告書】

兵庫県中央こども家庭センター 一時保護所

実施機関：はりま総合福祉評価センター

対象事業所名	兵庫県中央こども家庭センター 一時保護所
経営主体（法人等）	兵庫県
対象サービス	一時保護所
事業所住所等	〒673-0021 兵庫県明石市北王子町13番5号
設立年月日	平成5年4月1日
評価実施期間	令和元年10月11日～令和2年3月10日
訪問調査実施日	令和元年12月25日・26日
評価項目	平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究 三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した評価基準
総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）	
<p>【施設の立地・特徴】</p> <p>一時保護とは、何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導が必要となった場合などに、通常一時保護所で行われます。兵庫県では、明石市にあります中央こども家庭センターに一時保護所を設置しています。</p> <p>1993（H5）年に、これまで県下5カ所の児童相談所に併設していた一時保護所を1カ所に統合するとともに、2003（H15）年には増築し、現在の建物となっています。現在、収容人員は最大40人で、就学前児童・学齢男子・学齢女子とグループ分けし、生活や支援が行われています。平成30年度に一時保護所を利用した子どもは397人で、一日平均すると33.7人となっています。一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の3つがあります。平成30年度は、緊急保護が308件（77.6%）と最も多く、次いで行動観察が81件（20.4%）となっています。</p> <p>【特に優れていると思われる点】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一時保護所の運営については、一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。○ 子ども本位の取り組みとして、日々、子どもが日記を記入することや2週間に1回行うアンケート調査で子どもの思いや意見を表出できる機会が設けられ、子どもに対して「こども新聞」を購読できるようにしたことや女子ホールの机が重たいという意見に対して、机を変更した改善事例があり、子どもの思いや意見が生活に反映されています。	

- 一時保護所としての環境や体制は、児童養護施設に準じて基準を満たしています。具体的には、就学前児童・学齢男子・学齢女子とグループ分けし、広い敷地の中、グラウンド、体育館、多目的室など多様な設備が設置されています。また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。
- 中央こども家庭センターのケースワーカー（児童福祉司）と一時保護所の職員の連携については、隣接しているため、定期的に情報共有や連携が図られるとともに、遠方のこども家庭センターとの連携については、コンピュータのネットワークを活用して、兵庫県のこども家庭センターのシステムとして「福祉総合システム」の中で、情報の共有が図られています。
- 一時保護所として、行動観察を最も大切な役割として位置づけ、子どもとのかかわりを通じた情報の収集は、頑張るシートなどシステムの中の個別のケース記録に入力され、それを基に定期的に支援グループで検証し、行動観察が行われ、行動診断票にまとめられています。
- 一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報を把握し、各専門職に引き継ぐとともに、子どもへの説明を「一時保護所のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等について準備し、受け入れ時に支給貸与されています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

- 子ども本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、組織としての具体的な支援については明確ではありません。今後は、子どもの最善の利益と子どもの権利を保障していく観点から、生活のルールの見直しや子供の権利についての研修を充実させていくことで、子どもの権利について具体的な支援を構築していくことが望まれます。
- 生活におけるルールは、広い意味で子どもたちを守るということを大切にしており、鉛筆（とがったもの）・紙（アドレスの交換）などの制限があり、民間に委託している一時保護との乖離が感じられます。また、浴室や居室の壁などの各所に老朽化がみられ、家庭的な環境を整備するには至っていません。今後は、子どもが通常の生活をしていく施設としての環境整備が望まれます。
- 一時保護所の運営について、年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。
- 個別援助指針については、職員間の引継ぎや経験などで支援内容の統一はうかがえましたが、子どもに対する個別の援助に向けた統一された方針を示す仕組みはうかがえません。今後は、週1回行われているグループ会議の中に観察会議の要素を取り入れ、一時保護所としての個別の援助方針を明確にしておくことが望まれます。

評価領域ごとの特記事項	
I 子ども本位の養育・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども本位の養育・支援については、「一時保護所のしおり」や「一時保護所運営マニュアル」明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。 ○ 「一時保護所生活のしおり」に「自分を守る5か条」が示され、自らを守るための内容や安心して生活していくための留意点を明記され、説明されています。 ○ 日々、子どもが日記を記入することや2週間に1回行うアンケート調査で子どもの思いや意見を表出できる機会が設けられ、子どもに対して「こども新聞」を購読できるようにしたことや女子ホールの机が重たいという意見に対して、机を変更した改善事例をうかがいました。 ○ 外国籍の方の入所に際し、言葉が通じない子どもについては、生活のしおりを日本語から英語に変更するなどの配慮が行われており、文化、慣習、宗教等による生活上の違いなどを尊重した対応が行われています。 ○ 自己肯定感が弱い子どもが多い中、ある一定の条件をクリアした際には、表彰状を渡して、子どもの頑張ってきたことや頑張っていることをほめて、存在を認める取り組みが行われています。 ○ 子ども本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、組織としての具体的な支援については明確ではありません。今後は、子どもの最善の利益と子どもの権利を保障していく観点から、生活のルールの見直しや子供の権利についての研修を充実させていくことで、子どもの権利について具体的な支援を構築していくことが望まれます。
II 一時保護の環境及び体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所としての環境や体制は、児童養護施設に準じて基準を満たしています。具体的には、就学前児童・学齢男子・学齢女子とグループ分けし、広い敷地の中、グラウンド、体育館、多目的室など多様な設備が設置されています。また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。 ○ 中央こども家庭センター・一時保護所の概要の中に運営に関する規定ならびに職員体制が明記されており、保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されています。また、日中の人員を確保するため、夜間専門職を配置したり、土・日・祝日は、人員調整をしており、年間トータルで勤務を調整し、職員体制を確保する工夫がうかがえました。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報共有については、業務日誌をもとに、引継ぎを行うとともに、連絡ノートグループごとに分けて作成され、重要な申し送りなどを記載するとともに、週1回、グループごとにカンファレンスを開催し、ルールのこと、個別の対応方法について話し合いが行われ、情報の共有が図られています。 ○ 中央こども家庭センターのケースワーカー（児童福祉司）と一時保護所の職員の連携については、隣接しているため、定期的に情報共有や連携が図られるとともに、遠方のこども家庭センターとの連携については、コンピュータのネットワークを活用して、兵庫県のこども家庭センターのシステムとして「児童相談システム」の中で、情報の共有が図られています。 ○ 施設の安全性については、施設など外部からの視線に対する配慮が行われており、警察に対するホットラインがあったり、夜間については、センサーやモニターを設置し、宿直者が目視で確認するなど、安全を確保しています。 ○ 男女別処遇が行われているため、部屋の移動など、開放的な活用が難しい状況であり、居室のプライバシーについては、個室になっていないことや居室ののぞき窓からも十分とは言えず、今後の課題として認識されています。 ○ 幼児、学齢との区分は行われていますが、個室化や年齢に応じたグループ化までは至っておらず、一時保護所として、家庭的な環境を整備するには至っていません。また、浴室や居室の壁などの各所に老朽化がみられ、現在、改修の計画が進められています。今後の環境改善に期待します。 ○ 生活におけるルールは、広い意味で子どもたちを守るということを大切にしており、鉛筆（とがったもの）・紙（アドレスの交換）などの制限があり、民間委託の一時保護との乖離が感じられます。今後は、子どもが通常の生活をしていく施設としての環境整備が望まれます。 ○ 今後は、非正規職員も含んだ研修計画を作成することにより、計画的な職員の専門性向上や意識共有のための取り組みが求められます。
<p>III 一時保護所の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所の運営については、一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、その内容について、実務の中で検証した結果を踏まえて、運営会議の中で見直しが行われています。また、運営マニュアルについて見直しや追加を行った場合は、メールや回覧で伝達し、パソコンの共有フォルダのなかで、職員はいつでも閲覧でき周知が図

られています。

- 食事については、食物アレルギー疾患対応マニュアルを一時保護所の看護師が作成し、毎年度見直し、個々の子どもの状況に応じた食事の提供が行われています。また、給食委員会を、副所長、看護師、センター職員、厨房栄養士、調理師が参加して、定期的を開催し、職員の検食の意見や2週間ごとに行うアンケート、食べている様子を観察したアセスメントなどを通して得た結果を献立等に反映しています。
- 健康管理について、毎朝の検温、聞き取りをおこない、児童記録票ファイルの一時保護所健康記録票に看護師が聞き取りした項目に応じて記録を残されるとともに、必要に応じて、協力医療機関へ受診支援や明石市歯科医師会と連携し、歯科医師会の月1回の往診が行われています。また嘱託医による検診も月2回実施されています。平日は看護師が常駐しており、疾患のある子どもの対応やホルモン注射など医療的な支援や内服の管理が行われています。
- 特別な支援を要する子どもには、ケース会議個人票の中に「行動診断」や「社会診断」の項目があり、性加害や性被害、他害や自傷など、生活背景を踏まえた分析が行われ、一時保護運営マニュアルに示された危機のレベルとその対応に従って、子どもの問題行動への対応が行われています。
- 現在、一時保護所の中にいる子どもの大半は、被虐待児となっており、入所受入票の中に、担当者の所見や子どもへの聞き取り内容を踏まえて、行動観察のポイントなどの情報を収集しています。また、行動診断や医学診など専門職からの情報を取り入れ、心理的ケア、治療的ケアも行っています。虐待で保護した場合は、保護解除に関して、教授・医師・弁護士など、第三者の意見を聞くこととなっており、内容に応じて招集してアドバイスをいただいています。
- 感染症への対応については、一時保護所運営マニュアルの中に明記され、年2回、一時保護所の看護師、こども家庭センターの保健師、県庁の保健師が集まって、情報を交換する機会が設けられています。また、感染症予防の手引きを作成され、手引きの中には、一時保護児童の健康管理について記載されており、入所時の健康状態の把握や入所後の健康管理について把握されています。
- 年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の子どもに応じた生活の配慮や支援は行われていますが、性的問題や他害、無断外出など特別な支援やケアが必要な子供に対しての具体的な支援のプロセスは明確ではありません。今後は、特別な支援についての研修をすすめていくことで、職員の専門性の向上が望まれます。 ○ 一時保護所運営マニュアルの中にも災害対策について明記されていますが、安否確認や災害別避難方法など、具体的な内容までは確認できませんでした。今後は、有事における安否確認の方法や具体的な避難確保計画の策定が望まれます。 ○ 総合的かつ継続的な質の向上については、昨年、横浜市の様式を使って、自己評価を実施していますが、それを基にした改善のサイクルの構築には至っていません。今回の評価を通して、改善が求められる点を検証し、改善に向けて検討していくことで、質の向上のサイクルを確立していくことが期待されます。
<p>IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもへの情報の収集把握については、こども家庭センターとして、マニュアル化されており、市町の情報、警察の情報、学校からの情報を集約された個人票をこども家庭センターのケースワーカーが作成し、日々の関わりの中での様子や聞き取った様子などの情報を一時保護所の担当者が追加して、共有が図られています。 ○ 子どもとのかかわりを通じた情報の収集は、頑張るシートなどシステムの中の個別のケース記録に入力され、それを基に定期的に支援グループで検証し、行動診断票にまとめられ、行動観察が行われています。 ○ また、日々の子どもの様子は、システムの中のケース記録に入力され、管理しています。 ○ 個別援助指針については、職員間の引継ぎや経験などで支援内容の統一はうかがえましたが、子どもに対する個別の援助に向けた統一された方針を示す仕組みはうかがえません。今後は、週1回行われているグループ会議の中に観察会議の要素を取り入れ、一時保護所としての個別の援助方針を明確にしておくことが望まれます。
<p>V 一時保護の開始及び解除手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報の把握し、各専門職に引き継ぐとともに、子どもへの説明を「一時保護所のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等について準備し、受け入れ時に支給貸与されています。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護中に子どもが所持する、衣類、雨具、玩具等については、紛失のないよう、記名し、預かるものについては、児童私物預かり表に明記のうえ、私物倉庫にて管理を行っています。 ○ 一時保護の解除にあたっては、子どもから聞き取りした要望を可能な限り反映できるように、こども家庭センターのケースワーカーに情報提供しながら、今後の方針が決められています。 ○ 解除の見通しについては、子どもの動向を記録したリストを作成し、職員室で閲覧できるようにしています。また、業務日誌に個別のケース記録の中に特記事項として、「処遇」の項目に解除後の進路などを明記しています。 ○ 現在、個室ではないため、居室等に持ち込む物には制限があり、生活に必要な最小限のものとなっています。それ以外のものは、児童私物預かり表に明記し、返却の際には確認が行われ、適切に返却されていますが、家族や本人の同意はうかがえません。今後は、トラブルを避けるためにも受領証の発行など、同意を得る仕組みを確立していくことが望まれます。
--	--

事業者コメント

兵庫県中央こども家庭センター 一時保護所

	<p>今回が初めての第三者評価の受審であり、職員全員がその結果については非常に高い関心を持っている。</p> <p>一時保護所については他の児童福祉施設とは相違する制度、仕組み、ルール等があり、受審に際して理解、把握していただくことは難しいものだったと推測する。そういった背景にも関わらず、今までの蓄積された経験やノウハウを駆使し、細部にわたり資料の確認、聞き取り調査等を丹念に実施され、実像を把握したうえで公正な評価がなされたものと考えます。</p> <p>調査報告についてはすべての調査項目について、どういう視点で評価がなされるのか項目の内容を十分に踏まえて評価していただきました。</p> <p>建物の老朽化や一時保護人数の増加、人権擁護、学習権の保証等といった解決しないといけない喫緊の課題があります。恒久的な施設の建物も含めて来年度において一時保護所のあり方検討会（仮称）を設置し議論していくことになっており、運営の面等でこの受審結果を参考として、一時保護入所児童にとってより安心・安全で権利擁護が守られる施設を目指していきたいと考えています。</p>
--	---